

兵庫県 宍粟市 端末整備・更新計画

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	2,351	2,265	2,204	2,069	1,929
② 予備機を含む整備上限台数	2,703	2,604	2,534	2,379	2,218
③ 整備台数	—	2,265	—	—	—
④ ③のうち基金事業によるもの	—	0	—	—	—
⑤ 累積更新率	—	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	—	339	—	—	—
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	—	0	—	—	—
⑧ 予備機整備率	—	100%	100%	100%	100%

(端末の整備・更新の考え方)

令和2年度に導入した端末は、経年劣化により不具合が多く発生しており、現状のままだと一人一台体制を維持できないことから、令和7年度に市内小中学校に全児童生徒数2,265人に予備機を含めた2,604台を整備する。なお、端末管理の煩雑化を避けるため、端末は一括で更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 2,803台

○処分方法

・学校、教育委員会での再利用又は有償売却(再資源化)を行う。

○端末のデータの消去方法

・自治体の職員が行う

○スケジュール(予定)

令和7年9月頃 処分業者 選定

令和8年4月 新規購入端末の使用開始

令和8年4月以降 使用済端末の事業者への引き渡し